参考資料１

熊本地方最低賃金審議会委員名簿

第55期　（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）

熊本労働局

（令和８年７月30日現在）

区分	氏　　名	現　　職
公益代表委員	岡村（おかむら）　薫（かおる）	熊本学園大学経済学部 准　教　授
	久峨（くが）　ゆりか	久峨ゆりか公認会計士事務所 公認会計士・税理士
	○諏佐（すさ）　マリ	熊本大学法学部 准　教　授
	◎本田（ほんだ）　悟士（さとし）	竹中・本田法律事務所 弁　護　士
	森口（もりぐち）　千弘（ちひろ）	熊本学園大学社会福祉学部 教　授
労働者代表委員	加藤（かとう）　智志（さとし）	全日本自動車産業労働組合総連合会 熊本地方協議会議長
	齊藤（さいとう）　智洋（ともひろ）	日本労働組合総連合会 熊本県連合会副事務局長
	徳冨（とくとみ）　幸平（こうへい）	日本労働組合総連合会 熊本県連合会事務局長
	西（にし）　広継（ひろつぐ）	UAゼンセン熊本県支部 支　部　長
	峯（みね）　哲一（てついち）	電機連合熊本地方協議会 事　務　局　長
使用者代表委員	岩田（いわた）　圭代（かよ）	株式会社岩田コーポレーション 監　査　役
	浦田（うらた）　隆治（りゅうじ）	熊本県商工会連合会 専　務　理　事
	原山（はらやま）　明博（あきひろ）	熊本県商工会議所連合会 専　務　理　事
	松本（まつもと）　武久（たけひさ）	熊本県経営者協会 専　務　理　事
	山下（やました）　学（まなぶ）	株式会社野田市電子 取締役事業部長

（注）◎は会長、○は会長代理である　　（五十音順・敬称略）

参考資料２

関係条文（抜粋）

【昭和 34 年法律第 137 号　最低賃金法（抜粋）】

（会長）
第 24 条　最低賃金審議会に会長を置く。
２　会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめ第２項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会等）
第 25 条　最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
２　最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
３　専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
４　第 23 条第１項及び第４項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
５　最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。
６　最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

【昭和 34 年政令 163 号　最低賃金審議会令（抜粋）】

（委員の推薦）
第３条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。
２　前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。
（最低賃金専門部会）
第６条　最低賃金法第 25 条第１項又は第２項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金

専門部会にあつては、委員)の数は、９人以内とする。
２　中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
３　中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
４　第３条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第２項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。
５　審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
６　前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第２項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
７　最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

【昭和 34 年労働省令 16 号　最低賃金法施行規則（抜粋）】

（関係労働者及び関係使用者の意見）
第 11 条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第 25 条第５項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。
２　最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む。)に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。
３　第７条の規定は、第１項の規定による公示について準用する。

参考資料３

熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

１　目的

この要領は、熊本地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第３条に基づき熊本地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）を設けた際の議事に関し、必要な事項について定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

２　審議事項

運営小委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

一　特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定の必要性の有無についての結論を得るのに必要な事項全般

二　審議会の運営に関する事項全般

３　委員会

運営小委員会の構成、委員及び委員長については、以下のとおりとする。

一　運営小委員会は、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各３人並びに公益を代表する委員５人をもって組織する。

二　委員は、審議会委員のうちから、審議会において選出する。委員の任期は、審議会委員としての任期の範囲内とする。

三　運営小委員会に委員長を置く。委員長は、公益を代表する委員のうちから、運営小委員会において選出し、会務を総理する。なお、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長選出の例により選出された者が、委員長の職務を代理する。

４　会議の招集

運営小委員会の会議（以下「会議」という。）は、審議会会長（以下「会長」という。）又は委員長が必要と認めたときのほか、熊本労働局長（以下「局長」という。）又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１０日前までに会長に通知しなけ

ればならない。

会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

5　議事

審議事項に掲げる事項を審議する場合は、委員の３分の２以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各３分の１以上が出席しなければ、会議を開き、議決をする事ができない。

審議事項第１号に掲げる事項を決する場合は、全会一致をもって決するよう努めるものとする。

審議事項第２号に掲げる事項を決する場合は、全会一致をもって決するものとし、決する事が出来ないときは審議会に結論を委ねるものとする。

6　委員の欠席

委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

7　会議における発言

委員長は、会議の議長となり議事を整理し、委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

8　会議及び議事要旨

会議については非公開とし、会議の議事については議事要旨を作成する。

９　報告

委員長は、運営小委員会が議決を行ったときは、その都度会長に報告し、且つ直後の審議会において報告するものとする。

10　その他

この要領に定めるものの他、運営小委員会の議事運営に関し必要な事項は、委員長が運営小委員会に諮って定める。

11　要領の改廃

この要領の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

12　附　則

この要領は、令和３年７月８日から運用する。

参考資料４

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

